

開催日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）午後 7 時 00 分～8 時 12 分

開催場所：御薊公民館 講堂

出席委員：倉野直紀委員、潮田元美委員、奥山三重子委員、山本一枝委員、仲西正克委員、大屋隆委員、  
仲西弘委員、木戸智子委員、道端美恵委員

事務局：高齢・障がい福祉課長 他 3 名

通訳者：手話通訳者 2 名

傍聴者：なし

## 1、あいさつ

- ・高齢・障がい福祉課長よりあいさつ

## 2、伊勢市手話通訳者派遣事業について

### ●質問

- ・派遣実績資料にある、個人依頼者からのキャンセルについて。キャンセルをするのは同じ方か？  
また、直前のキャンセルか？

⇒同じ方ではない。当日など、直前のキャンセルもあったが、体調不良など、やむを得ない理由であると判断している。

### ●意見

- ・派遣実績資料に「個人依頼」と表記がある。「ろう者から通訳者に直接依頼した」との誤解が生じるため、他の表記に変えてほしい。「ろう者が市窓口で依頼した」件数と区別できる表記にしてほしい。

### ●その他

- ・次年度、登録手話通訳者現任研修を 3 回開催予定。

## 3、伊勢市要約筆記通訳者派遣事業について

### ●意見

- ・次年度、手話通訳者・要約筆記通訳者合同の現任研修（国語の基本、日本語の研修）を 1 回実施して欲しい。

## 4、伊勢市手話言語条例にかかる施策について

### ●質問

- ①公民館講座（手話講座）の受講後、手話サークルの紹介や次の段階の講座の開講などを考えているか？

⇒ワンステップ上の講座の開催は予定していないが、既にこれまでの講座において手話サークルの紹介や、手話奉仕員養成講座の案内をしている。

- ②いせトピアの公開講座に手話通訳をつけた回数は？

⇒公開講座全 4 回に手話通訳がついている。いせトピア 20 周年記念事業にも。

- ③幼稚園で手話を使った遊びや歌を取り入れる際、手話の確認は誰が行なっているのか？

⇒担任が確認している

- ④上記③の先生はどこで手話を習得したのか？また、その様子を撮影した映像をコミュニケーション推

進部会で公開できないか？

⇒ろう者から手話を学んだ教員もいるが、本や動画で学習することが多い。今後、映像の公開を必要とされる理由や内容によっては随時検討をしていきたい。

- ⑤『研修等で保育士が手話を学び、手話の理解を絵本や紙芝居、歌を使って子どもたちに教え、運動会や発表会の挨拶や歌に取入れることで保護者や地域の方々へも取組を知っていただいた』とあるが、保育士が受けた研修で手話指導をしているのは誰か？また、何箇所の保育所で取り組んだのか？
- ⇒職員研修でろう者から、また手話のわかる職員から学ぶほか、保育研修の中にも手話講座がある。他にも、書籍などの教材を利用している。取り組んでいる保育所は、公立保育所(園)12ヶ所、公立認定こども園1ヶ所。

- ⑥上記⑤の取り組みのなかで、ろう者を招待するような取り組みはあったか？

⇒ありません

- ⑦保育所や放課後児童クラブ、児童館で、手話通訳者の派遣制度を啓発した方法は？

⇒市ホームページの「手話通訳者・要約筆記者の派遣」を設置

- ⑧いせてらす手話ガイドと伊勢たびナビの会は、どのように連携しているのか？

⇒いせてらす手話ガイドが伊勢たびナビの会に加入することにより、他の観光案内団体に聴覚障がい者から観光案内の申し込みがあった場合に、いせてらす手話ガイドへ繋いだり、一緒に観光案内を行う連携体制を構築した。

- ⑨手話奉仕員養成指導者講習を受講した9名の、ろう者・聴者の内分けと、9名の指導実績は？

⇒ろう者4名、聴者5名。今年度からろう者・聴者の2名体制で実技講座を進めており、この9名の講師で概ね均等に講座を担当している。

- ⑩学校・幼稚園の教職員に手話の理解普及についての研修を行えるようなサポートをしたか？

⇒高齢・障がい福祉課と連携し小学校での手話体験教室を開くよう促し、実施校においては、子どもと教職員と一緒に学んだ。

- ⑪設置手話通訳者の経験加算は「3年以上」のみだが、段階を上げていく検討はあるか？ないのであれば検討を。

⇒他の専門職との兼ね合いもあるため即座に対応は難しい。今後の課題としたい。

- ⑫聴覚障がい者のコミュニケーション手段は手話だけではない。今後各課で「聞こえないこと」「聴覚障がい者」の啓発をする際、「要約筆記」の啓発もお願いしたい。

⇒各課や市民へ障がいや聴覚障がいについて啓発する際は、これまで同様、要約筆記についても啓発をしていく。

## 5、要約筆記体験講座の実施について

### ●意見

- 1回は一般向け、もう1回は学校(大学等)への出前講座など。
- 啓発に重きをおいた内容で実施を
- 介護保険関係の部署へも受講の呼びかけを

## 6、コンビニエンスストア用コミュニケーション支援ボードの作成について

- 30年度に作成し、市内コンビニに配布予定。4月以降、部会委員から意見を集約する。

## 7、市役所庁舎内への筆談マークの掲示について

- 筆談マーク（全日本ろうあ連盟策定）を、庁舎改修完了後（全部署の移動完了後）に各課窓口へ掲示する方向で検討中

## 8、その他

### ●意見

○ハローワークはメールでの連絡ができない（電話とFAXのみ）。FAXのない聴覚障がい者は連絡ができない。

⇒ハローワークに現状と今後の考え方を確認し、部会長と相談する。